

平成 29(2017)年度第 8 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 29(2017)年 11 月 15 日（水）13 時 59 分～14 時 42 分

場 所： 大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）3 階 S303 教室

構成員数： 11 名（定足数 6 名）

出 席 者： 8 名（定足数充足）

欠 席 者： 3 名

議 長： 片山 克行（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 学生の修業年限変更について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、未修长期 5 年生の学生から未修长期 6 年への修業年限延長の希望が出されている、履修必要単位は全て修得していること、健康上の理由である旨説明が為された。

審議の結果、教授会は本修業年限の延長を承認した。

議案 2. 平成 29(2017)年度予算編成（案）について

議長より冒頭に、来年度予算編成（案）について、本教授会の前に開催された総務委員会にて検討された旨報告が為された。次いで、学園理事会から示された平成 30 年度予算編成（案）は、「平成 27 年度から学生募集を停止した法務研究科については、在学生の学習環境に配慮しつつ、閉科に向けた信濃町キャンパスの閉鎖（板橋キャンパスへの移設）を進める。」方針の下に予算編成がされている旨の説明が為された。

予算積算の具体的説明について、議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、法務研究科における人件費等を除く教育研究経費予算内示額は¥9,500,000 で、昨年の¥18,320,000 より¥8,820,000 減、管理経費予算内示額は¥0 で、昨年の¥200,000 より¥200,000 減、法務研究科事務室予算では¥3,000,000 で、昨年の¥4,500,000 より¥1,500,000 減、管理経費予算は¥30,000 で変動はなかった、法務研究科予算については、学会開催に係る助成での助成金支出、板橋校舎院生研究室設置ロッカー・簡易書棚用書架購入、板橋校舎教員研究室設置書架購入に係る用品費支出、移転による書類等廃棄処理に係る支払手数料支出、加えて板橋校舎移転に係る学生に対する特別給付金に係る雑費支出といった、新規に予算計上する必要がある事項が生じているため、これを補うために、学習指導員担任制廃止、学習指導員指導回数の精査、エクスター・シップ授業関係予算の除外等、確実に予算計上の必要のない部分を中心として全般的な削減化を図った、結果として、削減要請の枠内から¥511,000 超過したが、図書費を大幅に削減し、昨年度の半額である¥1,000,000 としたことにより、今後の予算折衝を前提にこのまま計上する、なお、図書費と出版物費は、来年度板橋に移転した以後は板橋図書課に予算を移管することになる、法務研究科事務室の削減要求については、法務研究科事務室の教育研究経費予算の大部分が図書館業務の外部業者への委託にかかる費用であるが、委託期間は 7 月末までであるため、8 月以降の委託費を削減し得た一方で、7 月度に板橋図書館への図書移管に関わる諸業務を別途で委託する必要があり、この部分の経費が加算され、結果として削減要請の枠内から¥743,000 超過したが、予算折衝を前提にこのまま計上する、11 月下旬に財務部とのヒアリングが予定されているが、予算編成について、今後何らかの変動が生じる場合、以後の対応については

執行部に一任願いたい旨説明が為された。

平成 30(2018)年度予算編成（案）について、審議の結果教授会はこれを承認した。

議案 3. 法務研究科特任教員の雇用について

議長より、法務研究科は法令上の基準である専任教員数 12 名が確保されていない状況の改善を求めて昨年来、一貫して設置基準の遵守を主張してきたが、昨年度末の理事会において、法務研究科の教員人事計画については、平成 30 (2018) 年度以降定年退職あるいは特任の任期が終了する場合、当該教員担当授業コマは非常勤講師で補っていく方針となった結果、昨年度は刑事法の研究者教員が退職し、今年度を以て民事訴訟法の研究者教員が退職するため、基本六法の研究者教員すら確保できない状態に陥るが、これに対する対策としては、法学部教員の兼任で補えればよいと考えてきたが、法学部での民事訴訟法担当者の雇用が見送られている状況下では有効な対策にならないところ、今般、現学長から、平成 30 (2018) 年度の法務研究科特任教員数について変更の要請についての照会が為されたので、来年度における法務研究科の民事訴訟系を担当する特任教員増員について、今一度教授会で諮りたい旨の説明が為された。

これに対し、出席者から、平成 30 (2018) 年度の法務研究科特任教員数については昨年度末の理事会で決定されているが、現学長からそのような照会が為されたことは事実か、理事会の決定を覆すには重大な理由が必要であり、理事会決定が覆えることは考えられず、加えて来年度は民事訴訟法関連の科目を担当してきている特任教授で民事訴訟法の対応は十分可能であるので、特任教員補充の要望をする必要は無い旨の意見が開陳された。

審議の結果、他に意見がないので、平成 30(2018)年度における法務研究科特任教員増員について、特段の要望をしない旨を学長に報告することとなった。

議案 4. 平成 30(2018)年度兼担依頼について

議長より、資料に基づき、3 名の教員について、経営学部からの「行政法 A・B」（前期・後期／板橋校）、法学部（法律学科）からの「民法 2 A・2 B」（前期・後期／板橋校舎）、及び法学部（政治学科）からの「憲法 A・B」（前期・後期／東松山校舎）、「行政法 A・B」（通年／板橋校舎）の兼担依頼について説明が為された。審議の結果、3 名の平成 30(2018)年度兼担を承認した。

議案 5. 学生による授業評価アンケート（後期）の実施について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、後期における授業評価アンケートに係る説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 6. 大東文化大学副学長に関する規程の改正（案）について

議長より、大東文化大学副学長に関する規程の改正（案）について、資料に基づき、副学長を 3 名から 5 名に増員することにより、学長及び副学長で構成する組織のガバナンス及び執行力強化を趣旨とすることの説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の改正（案）について、これを承認した。

議案 7. 大東文化大学国際交流プログラム危機管理対策規程の制定（案）および危機管理マニュアルの制定（案）について

議長より、大東文化大学国際交流プログラム危機管理対策規程の制定（案）および危機管理マニュアルの制定（案）について、資料に基づき、海外留学の重要性が高まっている一方で昨今海外の治安情勢の危険度が増していることに鑑み、海外渡航の事前に十分な意識啓発を図りながら学内の海外危機管理体制の整備を趣旨とすることの説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の制定（案）について、これを承認した。

議案 8. 海外の大学（ミャンマー/ダゴン大学）との交流協定書の締結（案）について

議長より、海外の大学（ミャンマー/ダゴン大学）との交流協定書の締結（案）について、資料に基づき説明が為された。審議の結果、教授会は交流協定書の締結（案）について、これを承認した。

議案9. 大東文化大学語学検定試験受験料助成規程の改正（案）について

議長より、大東文化大学語学検定試験受験料助成規程の改正（案）について、資料に基づき、TOEIC-SW、TOEFL-iBT等の各種語学検定試験の受験料助成を規定する規程であるが、従来合格を条件に支給してきたのを、受験することで支給するようにして積極的な受験を促す旨の規程改正であるとの説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の改正（案）について、これを承認した。

議案10. 大東文化大学入学センター規程の制定（案）、大東文化大学入学者選抜試験規程の改正（案）

および大東文化大学入学試験委員会規程の廃止について

議長より、大東文化大学入学センター規程の制定（案）、大東文化大学入学者選抜試験規程の改正（案）および大東文化大学入学試験委員会規程の廃止について、資料に基づき、入試広報部を入学センターに再編することに伴う規程制定と、これに伴う規程改正及び廃止である、再編される入学センターは、戦略的な学生募集、入試に係る総合的な企画・立案から合格者判定基準の策定、入試の結果の分析及び検証、入学者の追跡調査を行い、事務職員に加え教員、研究員から構成される特色的な組織構想である旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれらを承認した。

議案11. 大東文化大学定期試験における不正行為者の処分に関する規程の改正（案）について

議長より、大東文化大学定期試験における不正行為者の処分に関する規程の改正（案）について、資料に基づき、定期試験における不正行為が疑われた者の不服申立て期限の保証と不服申立て書の記載内容を明確にした規程改正である旨説明が為された。審議の結果、教授会は本規程の改正（案）について、これを承認した。

報告承認事項：

1. 事務職員の配置転換に係る信濃町事業場過半数代表者後任選挙について

議長の指名により事務室事務長より、平成29(2017)年11月1日付で事務室事務職員の配置転換があり、東松山図書課に配置換えとなつた、当該職員の配置転換に伴い、後任の信濃町事業場の過半数代表者の選挙を行う必要がある旨説明が為され、続いて選挙実施について日程の説明が為された。教授会はこれを承認した。

2. 板橋校舎移転に関わる法務研究科学生の他研究科・学部・学科授業聴講に係る配慮を求める要望について

議長より、資料に基づき、校舎移転後、法務研究科学生が他研究科・学部・学科の授業聴講を希望し担当教員に聴講依頼を申し出た場合は、授業運営に支障を來さない範囲で聴講の認めてもらえるよう、学部長会議・大学評議会・研究科委員長会議・大学院評議会で要望していく旨報告があり、教授会はこれを承認した。

3. 教員の兼職について

議長より、資料に基づき、特任教員の家庭裁判所家事調停委員兼職について、本件は10月教授会議案で承認されている旨説明が為された。続いて専任教員の、ある政令指定都市総務局行政改革推進部法制課からの法制アドバイザー委嘱（平成29(2017)年12月1日～平成31(2019)年11月30日）について説明が為された。本資料の辞令に基づく当該特任教員の兼職、並びに専任教員の兼職について、教授会は承認した。

報告事項：

1. 板橋校舎移転後も残したほうが望ましい図書・雑誌の推薦について（お願い）

議長の指名により学生委員会委員長（図書委員会委員長として）より、資料に基づき、9月度教授会にて、移転先である板橋校舎内に法務研究科院生研究室を確保し、この中に簡易書棚を設け、司法試験学習に有用な図書資料を配備する計画であり配架する図書の推薦の要請をしたが、現時点で提出状況が芳しくない、再度要請するとともに、雑誌の推薦について併せて要請が為された。なお、雑誌は資料の一覧表から今後も所蔵していく必要のあるものをチェックし、12月2日までに事務室の担当者まで提出する旨要請が為された。

2. 平成30(2018)年度学部入試業務（試験監督）の要請について

議長より、入試広報部より、専任教員を対象に、平成30(2018)年度入試における板橋校舎で実施される3教科一般入試業務（試験監督）として、4日間に4名の試験監督を出すことが要請された旨報告が為された。

3. 平成30(2018)年度事業計画（案）について

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、法務研究科事務室の平成30(2018)年度事業計画（案）については、今年度と同じく「在学生並びに法務研修生対象学修支援事業」とし、閉科を2年後に控えた校舎移転という著しい環境変化の下で、在学生のみならず法務研修生に対し、最良かつ最大多数の支援を目指していくとして、①信濃町キャンパス利用可能期間限度ぎりぎりまでの授業展開による、各学生の板橋での履修必要最小化、②自主ゼミの活性化、③弁護士による学習相談・論文指導の弾力化、④学生の板橋校舎での他研究科・学部学科授業聴講バックアップの、以上4点を設定した旨の報告が為された。

4. 信濃町校舎撤収工程案について

議長の指名により事務室事務長より、資料に基づき、JR東日本ビルとの打合せにより、信濃町校舎の使用は平成30(2018)年7月末日までとし、8月10日前後まで物流業者による現在校舎スペースに設置されている什器・備品等の搬出作業を行い、これに引き続き原状復帰工事を行うことになった、これにより、平成30(2018)年7月末日を限度に信濃町校舎の使用ができない、なお、在学生および法務研修生の荷物も引っ越し業者に依頼し、板橋校舎に搬入させる方向である、また、図書室は7月上旬をもって閉室とする、信濃町校舎内各部屋の撤収の工程は資料の通りである旨報告が為された。加えて、平成30(2018)年度に板橋校舎に研究室を移す8名の教員については、8月開始と同時に研究室内に設置されている図書並びに什器類を業者が梱包・移設を行うことになるため、7月中に研究室から貴重品等私物を持ち帰ること、今年度一杯での退職者は3月末までに引っ越しを完了することの要請が為された。

これに対し教授会出席者から、板橋での研究室はいつごろから使用可能か確認が為された。事務室事務長から、明確な回答はできないが、恐らく4月までには用意されていると思われる旨回答が為された。これに対し同教授会出席者より、院生研究室については、信濃町撤収と板橋校舎移設との間にタイムラグが生じないようにしてもらいたい旨要望された。事務室事務長から留意する旨回答が為された。

5. その他

(1) 事務職員の配置転換に係る大東文化大学学長選挙等選挙管理委員（事務職員）の後任選出につ

いて

議長より、事務室員の配置転換に伴う信濃町校舎における事務職員選出学長選挙等選挙管理委員欠員について、後任者の報告が為された。

(2) 事務職員の配置転換に係る事務室員担当業務の変更について

議長の指名により事務室事務長より、事務室員の配置転換に際し後任の補充はないこと、及び異動者の業務の他の事務室員への引継ぎについて説明が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 42 分閉会を宣した。

以 上